

補助対象設備の例示

[地中熱利用設備(地中熱交換器、ヒートポンプ、モニタリング機器、TRT試験等)]

■要件:

地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。

- a) 地中の熱交換能力を熱応答試験によって予測した設備であること。
- b) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。
- c) 暖気・冷氣、温水・冷水、不凍液の流量調節機能を有する設備であること。
- d) ヒートポンプ(HP)設置の場合、熱供給能力が10kW以上であること。

■補助対象範囲:

地中熱交換器、地中熱HP、道路・駐車場等の融雪設備(注)、モニタリング機器、熱応答試験等

(注)融雪設備については以下のとおりとする。

共通の再エネ熱源から融雪設備とその他の設備(空調等)に熱供給する場合は、当該事業の補助対象とする。
再エネ熱源から融雪設備のみに熱供給する場合は、環境省の別事業「廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業」の補助対象とする。

■補助対象内外の区分:

a) 以下の2次側設備等の設置及び工事については補助対象外とする。

- ①建屋の冷暖房エアコン、②建屋の給湯、③床暖房設備、④プール・温浴施設の給湯、
⑤農業ハウスの冷暖房設備等

b) HPを施設の外に設置する場合の2次側の配管は、施設の接続口まで補助対象。

HPの2次側が貯湯槽の場合、貯湯槽まで(配管含み)が補助対象。貯湯槽の2次側は補助対象外。

c) HPの2次側の熱媒の循環に必要な循環ポンプ、膨張タンクは補助対象。その間の配管については、b)に準じる。

d) 融雪設備においては、融雪管(熱源と融雪管を繋ぐ配管を伴う場合はその配管を含む)、融雪管を敷設するための路盤整備、融雪管保護コンクリート等も補助対象。